

令和元年度食鳥処理施設一斉監視実施結果

市内の認定小規模食鳥処理場 6 施設に立入検査を実施しました。
立入検査を実施した 6 施設中、2 施設が食鳥肉の生食用として提供していたため、提供自粛の指導を行いました。また 5 施設が加熱用食鳥肉への「加熱用」の表示及び販売時の情報提供が不十分であったため、「加熱用」の表示を徹底するよう指導しました。

監視 件数	不適施設数					生食用鳥 肉の提供	
	構造 設備	確認規定 関係	衛生管理				自主 検査
			処理場	食鳥	従事者		
6 施設 8 件	4	2	4	0	2	3	2